

JR 採用差別容認は憲法 28 条の解釈改憲だ!!

## **JR 採用差別容認は憲法 28 条の解釈改憲だ!!**

下山房雄

いま安倍晋三がそれを「取り戻す」と呼号している戦前日本は、天皇制批判を死刑で、資本主義批判を無期懲役で威嚇する治安維持法によって左翼政党を鎮圧する体制であり、ヨーロッパでは 19 世紀の過程で確立し、アメリカでは 1930 年代のニュー・ディール政策で容認された労働基本権（団結・交渉・争議の労働者権利）を欠く体制であった。それが貧困と戦争を横行させた。その戦前戦中の姿を反省したはずの戦後日本レジームの法的支柱は日本国憲法である。それは、近代先進国では普通のことである結社の自由を 21 条で、労働基本権を 28 条で定めている。人類の世界史の歩みの先端に行く戦争放棄・戦力不保持の 9 条規定を護り活かすとともに、「普通の国」にあって当然の労働基本権擁護の 28 条護憲活憲活動が大事だと私は常々考え生活している。

戦後史 70 年近くの間、9 条が在日米軍および自衛隊の存在、そして自衛隊の海外出動という形で無視され破られてきたのと並行して、労働基本権が侵害し続けられてきた。後者は、49-50 年のレッドパージ、60 年代半以降の時には殴る蹴るの白色テロまで行いながらの戦闘的労働組合の破壊→会社派組合の主導権確立、そして組解除の総仕上げとしての 80 年代「臨調行革」一國鉄つぶし JR 発足の際の採用差別として実践された。その結果、資本の野放図な利潤追求に拠る人間破壊を規制する社会的勢力としての労働組合の力は一層弱まり、労働者一人年間スト日数（2008 年）＝日本 0.0 日、アメリカ 1.5 日、フランス 6.2 日、韓国 5.0 日にみる如く、日本は異常なスト無し社会となった。好況期に賃金が下がるという明治以来未曾有の現象まで起きるに至っている。動労千葉の団結権擁護裁判闘争の勝利を私が強く願うのはそういう異常状況への反撃の流れに与したいと思っである。

ところで、国鉄民営化の折の採用差別で被害を受けた労組は国労、全動労、動労千葉の三組合だが、その共同闘争が行われたのが 2006 年 2 月の被解雇者「1047 名連絡会」結成から、同年夏の動労千葉が参加せず参加できなかった雇用地位確認＝解雇撤回を要求しない「四者四団体」路線発足の数か月でしかなかった闘争の弱点もあって、四半世紀に亘って続く解雇撤回一 JR 復帰の闘いは困難を極めた。しかし国鉄改革法 23 条によって、採用差別があったとしても別法人である JR には責任なしとする法理が、闘われた多くの裁判において裁判所が労働者を敗訴に追い込む道具とされたにも関わらず、最高裁がその法理を確認した際（2003 年 12 月）は 3 対 2 の僅差であったこと、国労内四党合意反対派による鉄建公団訴訟東京地裁難波判決（2005 年 9 月）において採用候補者名簿作成において不当労働行為があったと認められたこと、動労千葉の同様訴訟に対する東京地裁白石判決（2012 年 6 月）が名簿基準作成に不当労働行為があったとして 1987 年 4 月から 90 年 3 月に至る 3 年に限っての JR 雇用を確認したこと、白石判決の JR 雇用を取り消す後退をしたが不当労働行為の認定は維持した東京高裁難波判決（2013 年 9 月）、さらには国鉄改

## JR 採用差別容認は憲法 28 条の解釈改憲だ!!

憲法 23 条と全く同文の日本年金機構法附則 8 条の発動で解雇された社会保険庁労働者 525 名中人事院に不服申し立てをした 70 人の 34%24 人に解雇処分取消判定が下されこと、これらはその法理がわれわれの闘いによって揺らぎ裂け目を生じたことを明示している。

2005 年の難波判決と 13 年 9 月の難波判決に共通する難点弱点は、実際の JR 発足の際には採用候補名簿記載者は全員が採用されたのにも関わらず、その JR 当局の実践を超えての法解釈、すなわち名簿に記載されても実際に採用されないことがあり得るとの法解釈を行って解雇撤回 JR 採用を認めないところにある。この点で JR 当局の経営実践よりもいっそう反労働者的な法理念というほかない。

(JR 東日本株主会元会長・九大名誉教授)